別紙３**（ノウフク加工食品生産行程管理者用）**

内部規程（ノウフク加工食品）

障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者の認証の技術的基準の4.2に基づき以下の事項ごとに内部規程の整備の必要があります。

１　自農場で生産したノウフク生鮮食品を原料に加工食品を製造する場合、以下の事項を規程に定めてあるか。

　①　障害者であることの証明に関する事項（4.2.1 a）)

　②　障害者が携わる生産行程に関する事項(4.2.1b))

　③　生産行程の回答に関する事項(4.2.1c))

１　原材料となるノウフク生鮮食品を仕入れて加工食品を製造する場合は原材料の受入に関する以下の取り決めを行っているか。

1. ノウフク生鮮食品格付品であることの確認
2. 格付内容の確認
3. 入荷先、ロット番号、賞味期限
4. 原材料の生産者が認証事業者であること

２　原材料であるノウフク生鮮食品の使用及び区分管理に関する事項を定めているか。

３　ノウフク加工食品の表示は、ノウフクのJAS規格の表示規定に従って適切に行っているか。

４　出荷したノウフク加工食品について、出荷先からの苦情等の対処方法を定めているか。

1. 苦情処理体制の確立
2. 苦情発生時の原因究明と対処方法、
3. 苦情記録の作成と保管
4. 登録認証機関への情報提供と記録の開示

７　内部監査規程を定めているか。

８　マネジメントレビュー実施規程を定めているか。

９　改善に関する事項を定めているか。

10 ノウフク加工食品の生産に係る記録の作成とその根拠書類の保存等について定めているか。

11年間の生産計画の策定と当該計画の認証機関への提出について定めているか。

12 認証機関が行う年次監査等の受入について定めているか。

13 内部規程の定期的な見直しについて定めたもの。見直し内容ついての従事者への周知方法